

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務 プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務

(2) 目的

イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの生息域の拡大並びに農作物被害及び人身被害防止等の観点から、より一層の管理の強化を図るため、令和8年度新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ）に基づき、捕獲を行う。

また、認定鳥獣捕獲等事業者の活用やツキノワグマによる被害の対策にあたり、専門知識や捕獲技術を習得するための研修会を開催して捕獲等に携わる人材を育成するほか、捕獲したイノシシ及びニホンジカを食用として利用するための衛生管理等を含めた講習会を開催することにより、ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成を図る。

(3) 業務内容

別紙 各事業「特記仕様書」及び「事業実施計画」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 見積限度額

委託業務費は51,954,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、事業毎の上限は以下のとおりとする。

①	イノシシ捕獲事業	9,000,000円
②	ニホンジカ捕獲事業	1,500,000円
③	市町村連携事業	10,000,000円
④	技術開発事業	9,454,000円
⑤	認定鳥獣捕獲等事業者の育成	2,000,000円
⑥	ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	2,000,000円
⑦	ツキノワグマ捕獲事業	12,000,000円
⑧	ツキノワグマ捕獲技術向上研修	6,000,000円

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者で、本業務に係る鳥獣の種類及び捕獲方法で認定を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会の開催有無

本業務の公募型プロポーザルを実施するにあたり、説明会は開催しない。

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
 - ア 提出書類
別紙様式1「質問書」
 - イ 期限
令和8年6月3日（水）17時（必着）
 - ウ 受付場所
下記「13 担当課（問合せ先）」に同じ
 - エ 方法
持参又は電子メール
※別途電話により提出した旨を連絡すること（持参の場合を除く）。
※電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問に対する回答
 - ア 期日
令和8年6月8日（月）

イ 方法

新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の加除修正とみなす。

6 参加申込書の提出

(1) 参加申込

ア 提出書類

- ① 別紙様式2「参加申込書」
- ② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定による認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
- ③ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書（令和8年5月1日以降に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）
- ④ 別紙様式3「事業者概要書」及び事業者パンフレット等

イ 期限

令和8年6月12日（金）17時（必着）

ウ 提出先

下記「13 担当課（問合せ先）」に同じ

エ 方法

持参又は郵送

※別途電話により提出した旨を連絡すること（持参の場合を除く）。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年6月17日（水）までに提案資格の確認結果を通知する。

7 提案書等の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）（様式任意）

（ア）委託仕様書及び別表1の留意事項をふまえて記載すること。

※事業①～⑧ごとに提案内容を記載し、まとめて1冊の企画提案書とすること。

（イ）提案書は、A4版縦（図面等を表示するためにA3折り込みは可）、横書き、左綴じとし、表紙に「令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務提案書」と標記し、余白に事業者名を表示すること。なお、文字サイズは12ポイント以上とすること。

（ウ）参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」 7部(正本1部、副本6部)

ウ 別紙様式5「見積書」 7部(正本1部、副本6部)

見積の総額及び事業毎の内訳について記載し、算出根拠を別添で提出すること。(別添様式任意)

※押印を省略する場合、見積書に「発行責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載すること。

なお、対象となる経費は別表2のとおりとする。

(2) 提出期限等

ア 期限

令和8年6月25日(木)17時(必着)

イ 提出先

下記「13 担当課(問合せ先)」に同じ

ウ 方法

持参又は郵送

※別途電話により提出した旨を連絡すること(持参の場合を除く)。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 ヒアリングの実施

本プロポーザルの審査は、審査委員会が実施する。審査委員会は、必要に応じて提案者から企画提案についてヒアリングを実施するものとする。ヒアリングを実施する場合には別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

別表3のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 募集公告 | 5月27日(水) |
| (2) 質問書の提出期限 | 6月3日(水) |
| (3) 質問に対する回答 | 6月8日(月) |
| (4) 参加申込期限 | 6月12日(金) 17時(必着) |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 6月17日(水) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 6月25日(木) 17時(必着) |
| (7) 審査 | 6月下旬予定 |
| (8) 契約締結 | 7月上旬予定 |

12 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県環境局環境対策課自然共生室（鳥獣管理係）
電話番号：025-280-5152
E-Mail：ngt030320@pref.niigata.lg.jp

14 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式6「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者